

2023 年 4 月 3 日

吸収合併に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

富士通株式会社

代表取締役 時田 隆仁

当社は、2022 年 11 月 24 日付けで株式会社滋賀富士通ソフトウェアとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社滋賀富士通ソフトウェアを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本件合併）を行いました。

本件合併に関して、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条および第 787 条の規定ならびに第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

吸収合併消滅会社の唯一の株主である吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、本件合併に関して、株式買取請求を行うことができる株主は存在しません。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

2023 年 1 月 16 日付けの官報にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続きの経過

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求権は発生しません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2023 年 1 月 16 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 10 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

2023 年 1 月 16 日付の電子公告にて吸収合併存続会社の株主に対して、本件合併に関する公告をおこなったところ、本件合併に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 298 個ありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

別添

2022 年 11 月 24 日

吸収合併に係る事前開示書面

滋賀県大津市中央二丁目 2 番 6 号
株式会社滋賀富士通ソフトウェア
代表取締役社長 吉良 滋

株式会社滋賀富士通ソフトウェアは、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社滋賀富士通ソフトウェア（以下「吸収合併消滅会社」という）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

（1）吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

① 完全子会社と株式の売却に関する契約締結の件

吸収合併存続会社は、2022 年 4 月 28 日、株式会社リコーとの間で、吸収合併存続会社の連結子会社である株式会社 PFU（以下「PFU」という）の株式の一部を譲渡する契約を締結し、2022 年 9 月 1 日付で PFU の株式を譲渡いたしました。これにより、PFU は吸収合併存続会社の連結子会社から持分法適用関連会社になりました。

② 自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2022 年 7 月 29 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分を以下の通り実施いたしました。

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | : 2022 年 8 月 22 日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | : 吸収合併存続会社の普通株式 75,329 株 |
| (3) 処分価額 | : 1 株につき 18,940 円 |
| (4) 処分価額の総額 | : 1,426,731,260 円 |
| (5) 割当予定先 | : 吸収合併存続会社の役員及び従業員 65 名
(うち従業員の退職者 16 名を含む)
吸収合併存続会社の国内子会社の役員及び従業員 36 名
(うち役員の退職者 8 名及び退職予定者 1 名並びに従業員の退職者 8 名を含む)
計 75,329 株
※ 業務執行取締役を含む。 |

2. 海外募集による自己株式処分の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | : 2022 年 8 月 22 日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | : 吸収合併存続会社の普通株式 30,081 株 |
| (3) 処分価額 | : 1 株につき 18,940 円 |
| (4) 処分価額の総額 | : 569,734,140 円 |
| (5) 割当予定先 | : 吸収合併存続会社の海外子会社の役員及び従業員 6 名
吸収合併存続会社の海外子会社への出向者及び転籍者 4 名
計 30,081 株 |

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

・自己株株式の取得の件

吸収合併消滅会社は、2022 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、同月 30 日付で 1,044,321,600 円を取得価額として普通株式 30 株、第 1 種種類株式（無議決権）370 株の自己株式を取得いたしました。これにより、吸収合併消滅会社は吸収合併存続会社の完全子会社になりました。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株 式 会 社 滋 賀 富 士 通 ソ フ ト ウ ェ ア

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社滋賀富士通ソフトウェア（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社滋賀富士通ソフトウェア

住所：滋賀県大津市中央二丁目2番6号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要

性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協 議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年11月24日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 滋賀県大津市中央二丁目2番6号
株式会社滋賀富士通ソフトウェア
代表取締役社長 吉良 滋

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

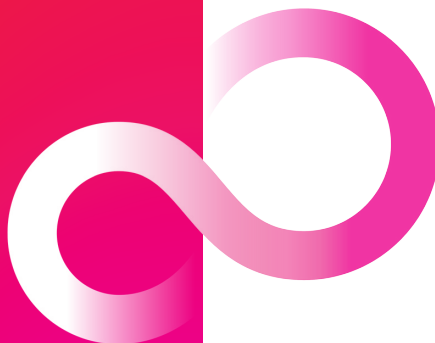
株主のみなさまへ

第122期 報告書

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

富士通株式会社

FUJITSU



目次

株主のみなさまへ

(第122回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告	2
連結計算書類	19
計算書類	23
監査報告書	25



株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスによる感染症の被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げるとともに、医療関係者をはじめ、社会生活の維持などにご尽力いただいている方々に心より敬意を表し、感謝申し上げます。

ここに第122期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当社は、パーパス（存在意義）を「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていくこと」と定め、すべての事業活動をこのパーパス実現のための活動として取り組んでおります。

当社グループは、2021年10月、サステナブルな世界の実現に向け、社会課題を起点にお客様と共に解決に取り組みながら成長していくための新たな事業ブランド「Fujitsu Uvance（フジツウ ユーバンス）」を発表しました。本事業ブランドのもと、パーパスの実現を目指し注力していく事業は、2030年の社会を想定して社会課題を解決するクロスインダストリーの4分野（Vertical Areas）と、それらを支える3つのテクノロジー基盤（Horizontal Areas）の7つの重点注力分野（Key Focus Areas）から構成されます。この7つの分野に、中長期的に経営リソースを集中させ、ビジネス変革と持続可能な社会の実現の両立に取り組んでいきます。

また、当社グループ自らのDXとして、全社DXプロジェクト「フジトラ」を推進しております。データドリブン経営の実現に向けてプロセスやシステムを刷新する「One Fujitsu」プログラムや「Work Life Shift」など、人員、体制の強化も含めた社内変革に取り組んでおります。加えて、パーパス実現のためには、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの信頼関係を築くことが必要であり、非財務面での取り組みも強化してまいります。

これらの取り組みは、富士通グループのさらなる成長につながるものであると確信しており、今後も継続していく所存です。

当期の業績については、DX企業への変革を加速するための人材施策の実行等の特殊事項の影響を受け、前期に比べて減益となりましたが、特殊事項を除いた本業は増益となりました。当期の業績の詳細につきましては、当報告書の3頁をご覧ください。

こうした実績や財務状況、今後の経営環境等を踏まえ、当期の年間配当については、2021年4月に公表した計画のとおり220円とさせていただきます。6期連続の増配であり、前期の年間配当から20円の増配となります。

2022年度も引き続き、パーパスの実現および経営方針の達成に向け、お客様にご提供する価値の創造と自らの変革をより一層推進していく所存です。そして当社のキャピタルアロケーションポリシーのもと、今後も安定的な配当に加え、資本効率も意識した自己株式の取得を積極的に行い、総還元額の拡大を継続してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長

時田 隆仁



（注）「Fujitsu Uvance」：「あらゆる（Universal）ものをサステナブルな方向に前進（Advance）させる」という2つの言葉を重ね合わせた、当社の新事業ブランドの名称。

（注）「全社DXプロジェクト「フジトラ」」：デジタル時代の競争力強化を目的として、製品やサービス、ビジネスモデルに加えて、業務プロセスや組織、企業文化・風土を変革するプロジェクト。

（注）「Work Life Shift」：ニューノーマルな環境においても、これまで以上に高い生産性を発揮し、イノベーションを創出し続けるための新しい働き方。

1 企業集団の現況（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）**(1) 主要な事業内容**（2022年3月31日現在）

当社グループ（当社および連結子会社）は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

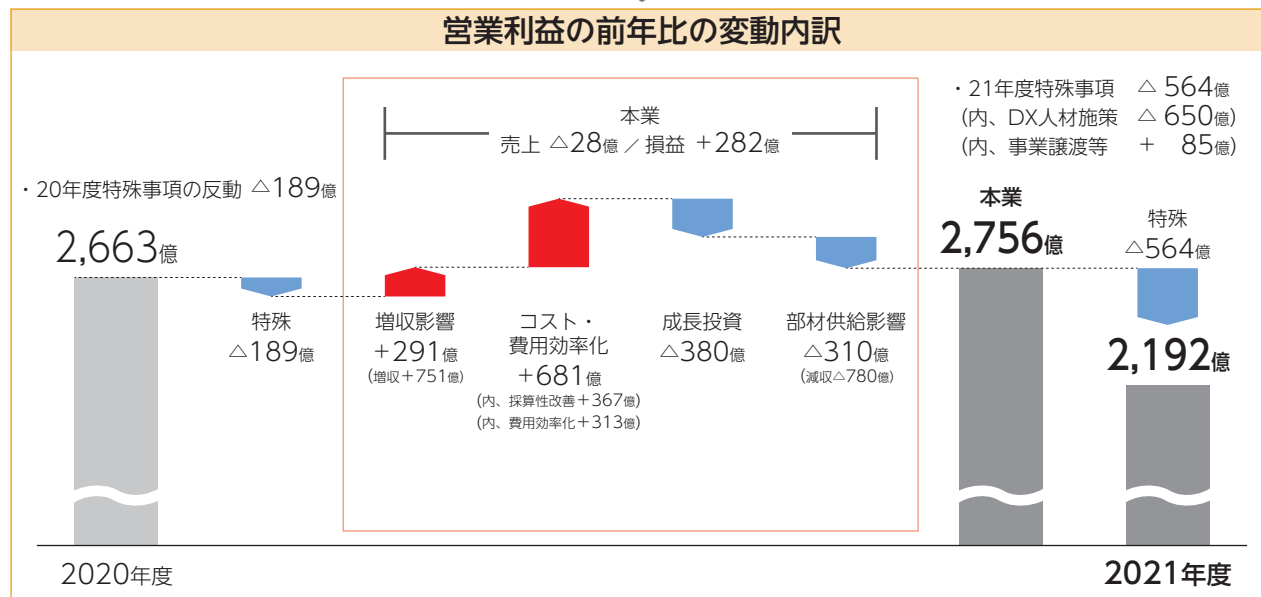
セグメント	主要製品・サービス	
	ソリューション・サービス	システムプラットフォーム
テクノロジーソリューション	● システムインテグレーション（システム構築、業務アプリケーション等） ● コンサルティング ● アウトソーシングサービス（データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等） ● クラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS等） ● ネットワークサービス（ビジネスネットワーク等） ● システムサポートサービス（情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等） ● セキュリティソリューション ● 各種ソフトウェア（ミドルウェア）	システムプロダクト ● 各種サーバ（メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等） ● ストレージシステム ● フロントテクノロジー（ATM、POSシステム等） ● 各種ソフトウェア（OS） ● 車載制御ユニットおよび車載情報システム ネットワークプロダクト ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン	
デバイスソリューション	● 電子部品（半導体パッケージ、電池等）	

(2) 事業の経過および成果

> 全般的な概況



(注) 売上収益は外部顧客に対する売上収益です。



当期の売上収益は3兆5,868億円（前期比0.1%減）となりました。北米向けの5G基地局や電子部品が好調に推移しましたが、テクノロジーソリューションを中心に半導体不足に起因する部材供給遅延の影響を大きく受けたことや、ユビキタスソリューションにおいて前期のテレワーク需要の反動があったことにより、ほぼ前期並みとなりました。

当期の営業利益は2,192億円（前期比471億円減）となりました。当期の事業構造改革に関わる一過性の損益である特殊事項の一つとして、DX企業への変革を加速するための人材施策に関する費用に650億円を計上したことが当期の主な減益要因となりました。

一方で、特殊事項を除いた本業の当期営業利益は2,756億円となり、前期比282億円の増益となりました。グローバルに提供可能な当社ソリューション、サービスの開発およびジャパン・グローバルゲートウェイの強化等への成長投資の影響や部材供給遅延による減収の影響があったものの、北米向けの5G基地局および電子部品の増収効果に加え、採算性改善および働き方改革等による費用効率化が増益に寄与しました。

当期の金融収益、金融費用および持分法による投資利益をあわせた金融損益等は207億円となり、前期比で47億円の減益です。前期に計上した株式会社QDレーザの上場に関する利益の反動減や複数の関連会社で部材価格高騰に伴うコスト高の影響を受けたことにより減益となりました。

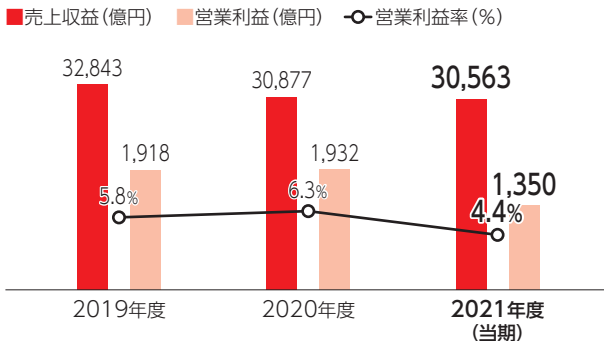
この結果、当期の税引前利益は2,399億円（前期比518億円減）となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,826億円（前期比200億円減）となりました。

（注）「ジャパン・グローバルゲートウェイ」：日本固有の商習慣やニーズをオフショア開発に適したかたちに整理し、標準化するニアショアセンター。

セグメント別の概況

テクノロジーソリューション



	2019年度	2020年度	2021年度 (当期)
売上収益内訳			
ソリューション・サービス	20,400	18,836	18,405
システムプラットフォーム	6,142	6,337	6,175
海外リージョン	7,663	7,237	7,293
共通	△1,363	△1,533	△1,310
営業利益内訳			
ソリューション・サービス	1,858	1,907	1,887
システムプラットフォーム	250	388	566
海外リージョン	38	116	239
共通	△229	△478	△1,344

当社は、IT企業からDX企業への変革を掲げ、「テクノロジーソリューション」において、デジタル領域（For Growth）を成長させるとともに、従来型の基幹システムなどの既存IT市場（For Stability）については、強固なビジネス基盤をベースに収益拡大を目指すことを基本方針としております。

「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は、3兆563億円（前期比1.0%減）となりました。国内は前期比4.8%の減収、海外は前期比8.8%の増収です。

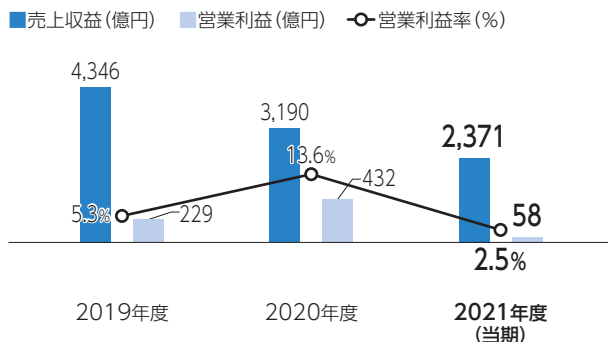
「ソリューション・サービス」においては、システム開発などのサービスは堅調に推移しましたが、半導体不足による部材供給遅延に加え、ハード一体型ビジネスが低調に推移し、減収となりました。

「システムプラットフォーム」においては、北米向けの5G基地局を中心としたネットワークビジネスが大きく増加しましたが、前期のスーパーコンピュータ「富岳」出荷の反動や部材供給遅延の影響により減収となりました。

「海外リージョン」においては、英国における官公庁の基幹システム更新商談の継続的な受注に加え、北米におけるサービスビジネスの伸長や、為替の円安効果により増収となりました。

営業利益は1,350億円（前期比582億円減）となりました。「システムプラットフォーム」における前期の国内工場の再編に関する事業構造改革費用の負担減を含めた費用効率化や、「海外リージョン」の損益改善およびサービス採算性の改善を図りましたが、成長投資を積極的に拡大したことに加え、部材供給遅延等の影響やDX人材施策に関する費用を計上した影響で減益となりました。

ユビキタスソリューション



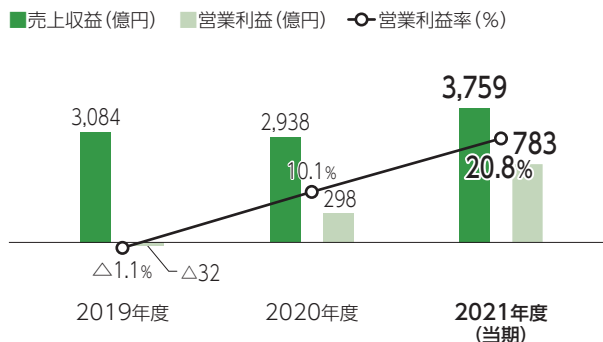
「ユビキタスソリューション」における当期の売上収益は2,371億円（前期比25.7%減）となりました。国内は前期比38.0%の減収、海外は前期比2.3%の減収です。前期のテレワークに対応するためのパソコン特需やGIGAスクール商談特需の反動を受け、大きく減収となりました。

営業利益は58億円（前期比373億円減）となりました。前期の携帯電話販売代理店事業の譲渡益の反動影響が大きく、減益となりました。

（注）各セグメントの売上収益にはセグメント間の内部売上収益を含みます。

（注）当期の第1四半期にセグメント情報の変更を行っております。2019年度、2020年度の売上収益および営業利益については、変更後のセグメント情報に組み替えて表記しております。

デバイスソリューション



「デバイスソリューション」における当期の売上収益は3,759億円（前期比27.9%増）となりました。半導体需要の高まりに連動し、電子部品の売上が好調に推移しました。

営業利益は783億円（前期比485億円増）となりました。世界的に半導体市況が好調であったことに加え、操業の改善により採算性が大きく改善したことから、大幅な増益となりました。

(3) 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区分		2018年度 (第119期)	2019年度 (第120期)	2020年度 (第121期)	2021年度 (当期)
売上収益	(億円)	39,524	38,577	35,897	35,868
国内	(億円)	25,170	26,292	24,176	22,698
海外	(億円)	14,354	12,285	11,720	13,169
海外売上比率	(%)	(36.3)	(31.8)	(32.7)	(36.7)
営業利益	(億円)	1,302	2,114	2,663	2,192
営業利益率	(%)	(3.3)	(5.5)	(7.4)	(6.1)
親会社所有者帰属当期利益	(億円)	1,045	1,600	2,027	1,826
基本的1株当たり当期利益	(円)	512.50	791.20	1,013.78	924.21
資産合計	(億円)	31,048	31,874	31,902	33,318
親会社所有者帰属持分	(億円)	11,320	12,409	14,501	15,907
親会社所有者帰属持分比率	(%)	(36.5)	(38.9)	(45.5)	(47.7)
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	5,585.35	6,197.11	7,287.15	8,094.70
フリー・キャッシュ・フロー	(億円)	1,035	2,330	2,363	1,890

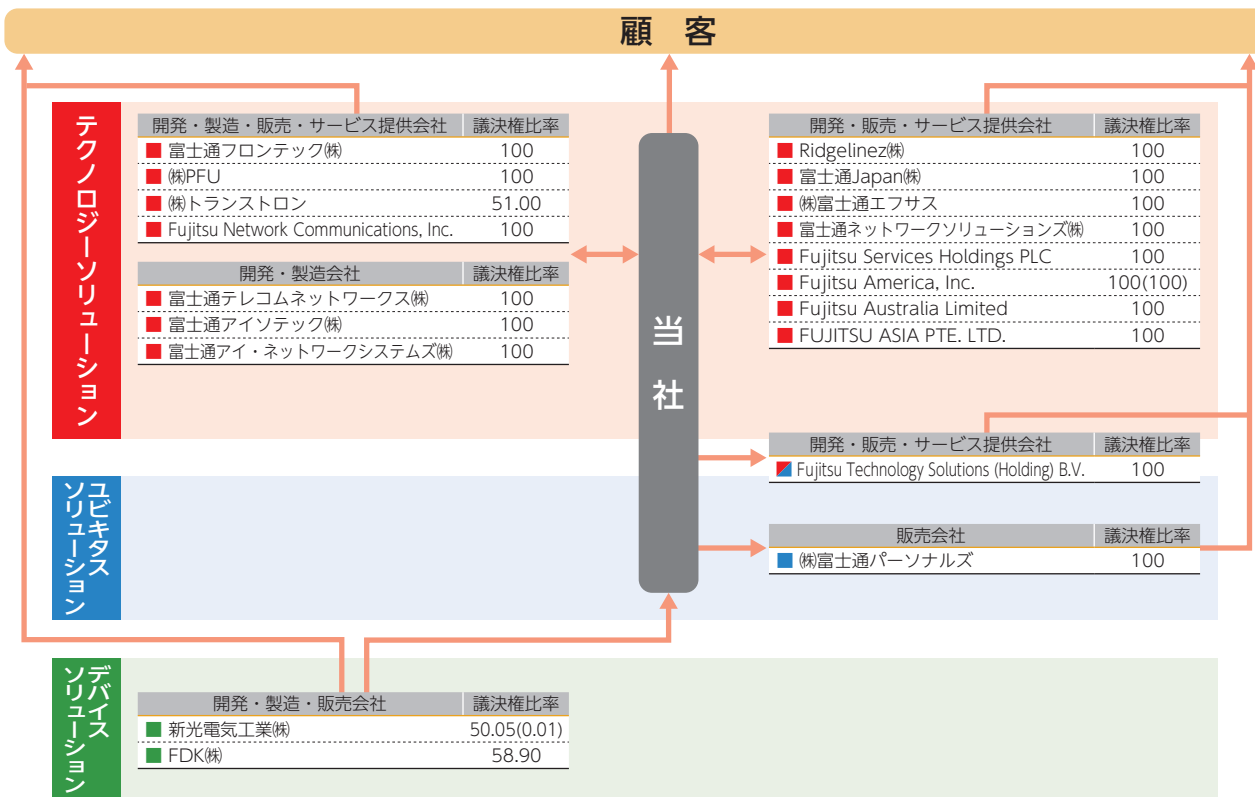
(注) 当社は、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」については、第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(4) 重要な子会社等の状況（2022年3月31日現在）

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

(株)富士通ゼネラル [44.08]、富士通リース(株) [20.00]、(株)ソシオネクスト [40.00]、富士通クライアントコンピューティング(株) [44.00]、富士通コンポーネント(株) [25.00] 等

(注) 会社名の後の〔〕内の数字は議決権比率（単位：％）であり、（）内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) 富士通クライアントコンピューティング(株)は、開発、製造する法人向けパソコン等の一部を当社に納入しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、2021年4月1日付で、当社の民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療、教育、地域農林水産機関向けおよび地域メディア向けソリューションビジネスならびにサービス／プロダクト関連事業を富士通Japan株式会社に承継させる吸収分割を行いました。
- ②当社は、2021年4月1日付で、株式会社富士通研究所、株式会社富士通ビー・エス・シー、株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ、株式会社富士通ソフトウェアテクノロジーズ、株式会社富士通アドバンストエンジニアリング、株式会社富士通パブリックソリューションズ、富士通アプリケーションズ株式会社、株式会社富士通システムズウェブテクノロジー、株式会社富士通九州システムズ、株式会社富士通北陸システムズ、株式会社富士通システムズアプリケーション&サポートおよび株式会社沖縄富士通システムエンジニアリングを当社に吸収合併しました。
- ③富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社は、当社によるポラリス・キャピタル・グループ株式会社のグループ会社への同社株式の譲渡に伴い、2021年4月1日付で持分法適用関連会社ではなくなりました。なお、富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社は、同日付で商号を「FCNT株式会社」に変更しました。

(6) 設備投資の状況

当期において、889億円（前期比1.6%増）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、サービス事業の関連設備や、当社が進めているBorderless Office（オフィスのあり方の見直し）に伴う事業所の新設、改装等を中心に464億円を投資しました。デバイスソリューションでは、新光電気工業株式会社の電子部品の製造設備を中心に425億円を投資しました。

(7) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債の発行などによる資金調達を実施しておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

会 社 名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	40,454
株式会社みずほ銀行	23,142
株式会社三井住友銀行	16,564
株式会社八十二銀行	11,000
三井住友信託銀行株式会社	1,846

(9) 対処すべき課題

当社グループは、社会における存在意義、パーパスを「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていくこと」と定めております。すべての事業活動をこのパーパス実現のための活動として取り組んでおり、そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

【市場環境】

当社グループをとりまく市場環境については、従来型の基幹システムなどの既存IT市場は、緩やかに縮小していくと予測されています。一方で、レガシーシステムのリプレイスメントやモダナイゼーションへの投資は堅調に増えると予測されています。さらに、AI（人工知能）やデータ活用などデジタル化に向けた投資は、市場のニーズに加え新型コロナウイルスの感染拡大に起因する社会システムや生活様式の変化に対応するため、今後さらに拡大すると想定されています。

このような状況のもと、当社グループは、ますます需要が高まる企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引し、社会課題の解決に貢献する企業への変革を目指します。そのため、取締役会および独立役員会議などの場で議論を重ね、2022年度を最終年度とする経営方針を策定し、2020年7月に発表いたしました。

【経営方針概要】

当社グループは、経営方針の達成に向け「価値創造」と「自らの変革」に取り組んでおります。

「価値創造」では、お客様の事業の変革や成長に貢献する事業領域を「For Growth」と定め、これを成長分野と位置付けて、規模と収益性の両方を伸ばしてまいります。また、お客様のIT基盤の安定稼働への貢献と品質向上に取り組む領域を「For Stability」と定め、一層の効率化を推し進めて利益率を高めてまいります。

「価値創造」において、次の施策を進めてまいります。

グローバルビジネス戦略の再構築策として、グローバル共通のポートフォリオに沿って、重点アカウントの選定やオフリングの拡充を行うとともに、リージョン間、各ビジネスグループとリージョン間の連携を一層進めてまいります。世界8か国に展開しているグローバルデリバリーセンターについては、グローバル全体でサービスデリバリーの標準化および最適化を促進するなどサービスモデルの見直しを行うとともに、効率化によるコスト競争力の強化を図ってまいります。

日本国内での課題解決力の強化策として、日本の社会課題解決やデジタル化に貢献するための体制強化を進めております。2020年10月に発足した富士通Japan株式会社は、2021年4月1日より11,000人体制で本格的に始動しました。長年日本市場において様々な業種、地域のお客様のIT化を担ってきたノウハウやリソースといった強みを活かしながら、エリアの特性に応じた活動を行っております。

人々のウェルビーイングを実現するため、未来の社会をデザインしその実装に必要なエコシステムの形成や最先端テクノロジーの開発までを行う未来社会&テクノロジー本部は、2021年4月1日から約350人体制で始動しており、すでにいくつかの自治体と、デジタルテクノロジーを活用した新たな取り組みを進めております。日本における取り組みで得た知見を、グローバルに展開してまいります。

お客様事業の一層の安定化にも、継続して取り組んでまいります。

当社グループ全体でソリューション・サービスのデリバリー機能を強化していくことで、生産性の改善や利益率の向上を図ってまいります。日本固有の商習慣やニーズをオフショアに適したかたちに整備するジャパン・グローバルゲートウェイと、グローバルデリバリーセンターとの連携を拡大しております。内製化を徹底しスキルの向上を図るとともに、標準化を行い、品質と生産性を向上させてまいります。

グループ各社に分散していた強みを集約し、当社グループの総合力を強化したスピード感のある再編を実行することで、重複投資の抑制や費用削減などを進めてまいります。2021年4月に、国内SIグループ会社11社を当社に、4社を富士通Japan株式会社に統合しました。各社の保有するデリバリー機能を、ジャパン・グローバルゲートウェイに集約するなどの機能再編を行っております。

品質管理とリスクマネジメントの強化については、重大なシステム障害の抑止に向けて全社的な点検を実施するためのプロジェクトにおいて、全社点検を完了しました。お客様事業の一層の安定化に向けて、引き続きお客様IT基盤の安定稼働と品質向上に取り組んでまいります。

また、情報管理や情報セキュリティに関する機能を再構築するべく、2021年10月1日付で専任のCISOを任命するとともに、情報セキュリティ本部を設置しました。情報管理に関する規程が厳格に運用されるように、監査のあり方も含めて強化してまいります。

お客様のDXのベストパートナーとなることを目指し、フロント強化としてデザイン思考でお客様の潜在ニーズを掘り起こし、お客様との共感を通じてDXをリードするビジネスプロデューサーの育成を進めております。すでに、日本国内で約8,000人が育成プログラムの受講を完了しました。

DXをテーマに、お客様や異なる強みを持つ企業との共創も進めております。新型コロナウイルス感染症治療薬の開発を目的とした新会社や、製造業のDXを実現するクラウドサービスを提供する新会社などを設立しました。2020年4月に始動したRidgeline株式会社は、当社と異なる独自のDXビジネスや、人事制度などを推進しております。すでに、約300社の多様なお客様に対し、DX実現に向けたコンサルティングサービスを展開しております。

当社グループは、パーパスの実現に向け、社会課題を起点にお客様と共にその解決に取り組みながら成長していくために、今後注力していく7つの重点分野を定め、新たな事業ブランド「Fujitsu Uvance」として2021年10月に発表しました。2030年に誰も取り残されないサステナブルな世界を実現するために取り組むべき課題や求められていることについて、社会全体を業種横断のクロスインダストリーな領域「Vertical Areas」として捉え、まずは「Sustainable Manufacturing」「Consumer Experience」「Healthy Living」「Trusted Society」の4つの分野に注力してまいります。お客様のDXを支えるためのテクノロジーやソリューションを「Horizontal Areas」として整備し、「Digital Shift」「Business Application」「Hybrid IT」の3分野に注力してまいります。これら7つの分野に、中長期的に経営リソースを集中させ、取り組んでまいります。

一方、「自らの変革」として、お客様のDXのパートナーとなるべく、当社グループ自身のDXのため、人員、体制の強化も含めた社内変革を進めております。

データに基づいたスピーディな経営判断を行うデータドリブン経営の実現のため、プロセスやシステムの刷新を進めており、これを全社横断型で進めるOne Fujitsuの取り組みを推進しております。また、全社DXプロジェクト「フジトラ」を中心に、企業カルチャーや社員のマインドまでを含めた変革を進めております。DX企業にふさわしい働き方やマインドを醸成するため、新たな人事制度やオフィス環境を整備する「Work Life Shift」を推進しており、自身の取り組みで得た知見をベースに、お客様の働き方改革の支援にも着手しております。

これらの施策の実行にあたり、必要となる投資を積極的に行ってまいります。サービス・オファリングの開発、M&Aをはじめとした外部への投資、将来を見据えたDXビジネス拡大のための戦略的な投資に加え、高度人材の獲得や、社内人材・システムの強化のための投資を実行してまいります。

非財務面での取り組みも強化してまいります。当社グループの掲げるパーパスの実現には、当社グループ自身のサステナブルな成長が必須であり、そのためには当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの信頼関係を築くことが必要と考えております。その観点から、お客様からの信頼を示す「ネット・プロモーター・スコア」と、社員との結びつきを示す「従業員エンゲージメント」を非財務指標と定めます。また、組織、カルチャーの変革の進捗を、経済産業省が推進する「DX推進指標」を用いて客観的に測定し、継続的な改善に取り組んでまいります。

財務面での経営目標として、2022年度には、テクノロジーソリューションの連結業績で売上収益3兆2千億円、営業利益率10%の達成を目指してまいります。

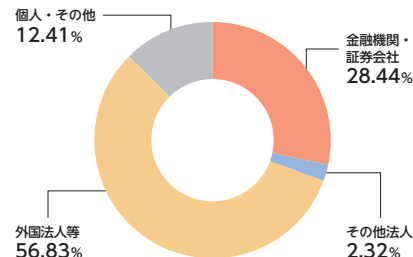
なお、新型コロナウイルスの感染拡大においては、いち早くテレワークを中心とする新たな働き方へとシフトし、これをグローバルに展開しております。一部市場において回復の遅れが見られますが、DXへの需要が高い成長市場に注力してまいります。また、昨今のウクライナ情勢については、お客様へのサービス提供を安定的に継続するため、ロシアの当社拠点が提供していたサービスを順次他の拠点に移管するとともに、国連難民高等弁務官事務所への寄付や、社員によるボランティア活動を行っております。当社グループは、引き続き状況に応じて迅速な意思決定を行いながら、デジタルテクノロジーと、これまでに培った多様な業種における実績、多様な業務に関する知見を活かし、安心で利便性の高い社会づくりに貢献していきます。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 500,000,000株
 ②発行済株式総数 207,001,821株
 ③資本金 324,625,075,685円
 ④当期中の株式の発行 当期中の株式の発行はありません。
 ⑤株主数 101,658名 (前期末比6,806名減)
 ⑥大株主

＜所有者別持株比率の状況＞



株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,811	16.19
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	14,899	7.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	11,060	5.63
GIC PRIVATE LIMITED - C	6,920	3.52
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,566	3.34
富士通株式会社従業員持株会	4,056	2.06
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	3,608	1.84
朝日生命保険相互会社	3,518	1.79
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,450	1.76
富士電機株式会社	2,844	1.45

(注) 持株比率は自己株式 (10,488,990株) を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) および株式会社日本カストディ銀行 (信託口) の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

⑦当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,281株	2名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容については、事業報告16頁「業績連動型株式報酬」に記載をしております。

⑧株式に関する重要な事項

当社は、2021年4月28日に、2021年5月6日から2022年3月31日までの間に当社普通株式を400万株または総額500億円を上限として取得する旨を決定し、当期においては、当社普通株式約254万株を取得価額の総額約499億円で取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

2022年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	役位	氏名	担当	社外役員	独立役員
代表取締役	社長	時田 隆仁	CEO、CDXO、リスク・コンプライアンス委員会委員長		
代表取締役	副社長	古田 英範	COO、CDPO		
取締役	執行役員専務	磯部 武司	CFO		
取締役	シニアアドバイザー	山本 正巳	指名委員会委員		
取締役	—	向井 千秋	報酬委員会委員長	○	○
取締役	—	阿部 敦	取締役会議長、指名委員会委員長	○	○
取締役	—	古城 佳子	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取締役	—	スコット キャロン	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取締役	—	佐々江 賢一郎	報酬委員会委員	○	○
常勤監査役	—	広瀬 陽一			
常勤監査役	—	山室 恵			
監査役	—	初川 浩司		○	○
監査役	—	幕田 英雄		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第122回定時株主総会のご案内」10頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏は、JFEホールディングス株式会社および株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しております。

(注) 常勤監査役 広瀬 陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は株式会社富士通ゼネラルの社外監査役を兼任しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 幕田 英雄氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、「事業報告・計算書類の一部インターネット開示について」の「3.社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

(注) CEOは最高経営責任者、CDXOは最高DX責任者、COOは最高執行責任者、CDPOは最高データ&プロセス責任者、CFOは最高財務責任者を指します。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

(注) 非業務執行取締役は、社外取締役および取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏です。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりです。

ア. 被保険者の範囲

当社および当社の連結子会社（上場子会社除く。）の取締役、監査役、執行役員等

イ. 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、利益もしくは便宜を違法に得たことまたは不正な行為等に起因する賠償請求等の場合には補填の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者は保険料を負担しておりません。

④取締役および監査役の報酬等

ア. 役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。下記イ.「当期に係る報酬等の総額」に集計された取締役および監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬等総額の範囲内において、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「本決定方針」といいます。）の枠組みに基づき、各取締役の報酬等については、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長が決定し、各監査役の報酬等については、監査役の協議に基づき決定する運用としております。

また、取締役会は、当期における取締役の個人別の報酬等について、当該報酬等の内容が本決定方針の枠組みから外れたものであるとの報告を報酬委員会より受けておらず、また当該報酬等の内容の決定が上記の運用に則していることを確認しているため、本決定方針に沿うものであると判断しております。

本決定方針の内容は次のとおりです。

a. 概要

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

b. 基本報酬

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

c. 賞与

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

d. 業績連動型株式報酬

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

e. 役員報酬の種類毎の構成割合

- ・優秀な人材の確保・維持に資する競争力のある報酬とすることを目標として、事業内容、事業規模等の類似する他企業の報酬構成割合および役位毎の報酬水準をベンチマークとして比較し、当社の財務状況を踏まえて決定する。
- ・業務執行を担う取締役の総報酬における業績連動報酬の割合は、役位が上位の取締役ほど高くなるように決定し、業績および株主価値との連動性を高めるものとする。
- ・決定のプロセスにおいて、報酬委員会での審議を行うことで、客観性、妥当性を確保する。

イ. 当期に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	10人 (6人)	323百万円 (77百万円)	100百万円 —	104百万円 —	528百万円 (77百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	102百万円 (30百万円)	— —	— —	102百万円 (30百万円)
合計 (うち社外役員)	14人 (8人)	425百万円 (107百万円)	100百万円 —	104百万円 —	630百万円 (107百万円)

(注) 上記には、当期に退任した取締役を含んでおります。なお、報酬額は百万円未満を切り捨てて表記しているため、取締役または監査役などの区分ごとに、報酬等の種類欄に記載の各報酬額を合算した金額と報酬等の総額欄に記載の金額が一致しない箇所があります。

(注) 取締役の報酬額は、2021年6月28日開催の第121回定時株主総会において、金銭報酬を年額12億円以内（うち社外取締役分は年額1.5億円以内）とすることを決議いただいております。また、同第121回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を年額12億円以内、割り当てる株式総数を年7.5万株以内とすることを決議いただいております。同第121回定時株主総会終結の時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は5名）です。監査役の報酬額は、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。同第111回定時株主総会終結の時点の監査役の員数は、5名（うち、社外監査役は3名）です。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注) 業績連動型株式報酬は、当期に費用計上した金額を記載しております。

ウ. 業績連動報酬等に係る事項

i) 算定の基礎とした業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由

当社は、賞与については、業務執行取締役に1事業年度の業績目標達成に対するインセンティブとなるように、また業績連動型株式報酬については、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの視点での経営を一層促すために、いずれの報酬においても当社の経営目標指標として掲げる連結決算における売上収益と営業利益を指標として選定しております。

ii) 算定方法

a. 賞与

当社は、1事業年度の開始時に、業務執行取締役に対して、業績目標および役位に応じた基準賞与額を提示します。そして、当該事業年度の終了をもって、基準賞与額に、あらかじめ設定した業績目標に対する達成水準に応じて一定の範囲で設定された係数をかけて、支給賞与額を算出します。業績達成度合いがあらかじめ設定した下限未満となる場合には賞与は支給されません。また、業績達成度合いがあらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準賞与額にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた額を支給します。

b. 業績連動型株式報酬

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）および業績目標を提示します。そして、業績目標に対する達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の株式を事業年度毎および業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

iii) 当期の業績連動報酬に係る指標の目標および実績

(単位：億円)

	目 標	実 績
連結売上収益	36,300	35,868
連結営業利益	2,750	2,192

エ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において本決定方針を制定し、その枠組みの範囲内で取締役の個人別の報酬等の水準を決定しております。報酬等を決定する際に用いる指標や目標達成度合いに応じた支給額については、取締役会で決定した経営方針の実現にむけて、業務執行の最高責任者である代表取締役社長が自身の考えを踏まえて決定をすべきであると考えており、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長時田 隆仁氏に決定権限を委任しております。

(注) 上記には当事業年度末日時点での取締役および監査役の報酬等の内容を記載しております。

なお、当社は当事業年度末日後に2022年度以降に係る役員報酬の見直しを行いました。詳細については、2022年4月28日付プレスリリース「役員報酬の見直しについて」(<https://pr.fujitsu.com/jp/news/2022/04/28.html>)をご覧ください。

⑤その他会社役員に関する重要な事項

●指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスおよび役員報酬決定プロセスの透明性および客観性を確保し、効率的かつ実質的な議論を行うことならびに役員報酬の体系および水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申または提案しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申または提案することとしております。

なお、2022年3月31日時点における指名委員会・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

〈指名委員会〉	委員長	阿部 敦氏	
	委員	古城 佳子氏、スコット キャロン氏、山本 正巳氏	
〈報酬委員会〉	委員長	向井 千秋氏	
	委員	古城 佳子氏、スコット キャロン氏、佐々江 賢一郎氏	

なお、2021年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を7回、報酬委員会を6回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案、取締役候補者の選任案および役員のスキルマトリックス等、報酬委員会においては役員報酬の内容改訂や個人別報酬決定プロセスの変更等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

(注) 当社の「コーポレートガバナンス基本方針」全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>) に掲載しております。

●独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を12回開催し、経営方針を含む経営上の重要な事項や当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、当社のキャピタルアロケーションポリシーのもと、持続的な事業の成長に基づき、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当の実施を継続することにあります。また、資金需要バランスも見ながら、長期間留保している余剰資金を原資に機動的な自己株式の取得も行っておりま。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1) 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	485百万円
(2) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	841百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況および報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に当社におけるクラウドサービスに係る内部統制の保証報告書に関する業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	484,020
売上債権	878,473
その他の債権	62,327
契約資産	116,357
棚卸資産	309,829
その他の流動資産	90,823
流動資産合計	1,941,829
非流動資産	
有形固定資産	571,168
のれん	47,487
無形資産	133,856
持分法で会計処理されている投資	166,126
その他の投資	170,105
退職給付に係る資産	139,543
繰延税金資産	99,838
その他の非流動資産	61,857
非流動資産合計	1,389,980
資産合計	3,331,809

科目	金額
負債	
流動負債	
仕入債務	470,237
その他の債務	403,873
契約負債	166,926
社債、借入金及びリース負債	168,766
未払法人所得税	34,610
引当金	42,851
その他の流動負債	33,472
流動負債合計	1,320,735
非流動負債	
借入金及びリース負債	116,553
退職給付に係る負債	115,972
引当金	21,416
繰延税金負債	15,305
その他の非流動負債	26,079
非流動負債合計	295,325
負債合計	1,616,060
資本	
資本金	324,625
資本剰余金	243,048
自己株式	△128,897
利益剰余金	1,088,429
その他の資本の構成要素	63,508
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,590,713
非支配持分	125,036
資本合計	1,715,749
負債及び資本合計	3,331,809

連結損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	3,586,839
売上原価	△2,468,188
売上総利益	1,118,651
販売費及び一般管理費	△852,775
その他の収益	39,807
その他の費用	△86,482
営業利益	219,201
金融収益	11,475
金融費用	△4,543
持分法による投資利益	13,853
税引前利益	239,986
法人所得税費用	△26,845
当期利益	213,141
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	182,691
非支配持分	30,450
合計	213,141

連結持分変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2021年4月1日残高	324,625	241,254	△ 79,495	909,139
当期利益	—	—	—	182,691
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	182,691
自己株式の取得	—	—	△50,164	—
自己株式の処分	—	0	0	—
株式報酬取引	—	683	762	—
剰余金の配当	—	—	—	△41,680
利益剰余金への振替	—	—	—	39,724
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	△339	—	—
その他	—	1,450	—	△ 1,445
2022年3月31日残高	324,625	243,048	△128,897	1,088,429

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に 帰属する持分合計		
	在外営業活動体 の 換 算 差 額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定され る 金 融 資 産	確定給付制度の 再 測 定	その他の資本の 構成要素合計			
2021年4月1日残高	△ 6,193	△ 125	60,934	－	54,616	1,450,139	96,766	1,546,905
当期利益	－	－	－	－	－	182,691	30,450	213,141
その他の包括利益	16,389	△ 85	△ 512	32,828	48,620	48,620	1,333	49,953
当期包括利益	16,389	△ 85	△ 512	32,828	48,620	231,311	31,783	263,094
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△50,164	－	△50,164
自己株式の処分	－	－	－	－	－	0	－	0
株式報酬取引	－	－	－	－	－	1,445	－	1,445
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△41,680	△3,303	△44,983
利益剰余金への振替	－	－	△ 6,896	△ 32,828	△ 39,724	－	－	－
非支配持分の取得及び売却による増減額	－	－	－	－	－	△339	339	－
その他	－	－	△ 4	－	△ 4	1	△549	△548
2022年3月31日残高	10,196	△ 210	53,522	－	63,508	1,590,713	125,036	1,715,749

＜ご参考＞要約連結包括利益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
当期利益	213,141
その他の包括利益	49,953
当期包括利益	263,094
当期包括利益の帰属:	
親会社の所有者	231,311
非支配持分	31,783
合計	263,094

＜ご参考＞要約連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	248,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	△59,267
財務活動によるキャッシュ・フロー	△193,685
現金及び現金同等物の期末残高	484,020

- (注) 1. 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。
2. その他の包括利益は、主に確定給付制度の再測定、在外営業活動体の換算差額及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産によるものです。
3. フリー・キャッシュ・フローは189,080百万円です。
フリー・キャッシュ・フローは営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	33,524
預け金	145,014
受取手形	530
売掛金	447,066
契約資産	83,732
商品及び製品	55,206
仕掛品	8,576
原材料及び貯蔵品	62,240
前渡金	4,644
未収入金	136,603
その他	25,297
貸倒引当金	△189
流動資産合計	1,002,246
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	98,639
構築物（純額）	2,883
機械及び装置（純額）	1,102
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	42,239
土地	40,294
建設仮勘定	7,496
有形固定資産合計	192,668
無形固定資産	
ソフトウェア	60,546
その他	5,722
無形固定資産合計	66,268
投資その他の資産	
投資有価証券	95,887
関係会社株式	428,175
関係会社長期貸付金	666
破産更生債権等	10
前払年金費用	27,495
繰延税金資産	60,447
その他	30,820
貸倒引当金	△569
投資その他の資産合計	642,934
固定資産合計	901,871
資産合計	1,904,118

科目	金額
負債の部	
流動負債	
買掛金	379,942
1年内償還予定の社債	10,000
1年内返済予定の長期借入金	25,030
リース債務	1,973
未払金	76,220
未払費用	100,325
未払法人税等	1,862
契約負債	72,030
預り金	17,978
工事契約等損失引当金	9,595
製品保証引当金	4,295
関係会社事業損失引当金	69,767
役員賞与引当金	100
事業構造改善引当金	0
株式報酬引当金	1,025
環境対策引当金	3
その他	2,326
流動負債合計	772,477
固定負債	
リース債務	3,685
退職給付引当金	1,311
株式報酬引当金	2,272
環境対策引当金	619
資産除去債務	11,020
その他	5
固定負債合計	18,914
負債合計	791,391
純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	153,804
資本剰余金合計	153,804
利益剰余金	
利益準備金	31,233
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	696,037
利益剰余金合計	727,270
自己株式	△128,897
株主資本合計	1,076,802
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	35,923
評価・換算差額等合計	35,923
純資産合計	1,112,726
負債純資産合計	1,904,118

損益計算書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,742,360
売上原価	1,219,094
売上総利益	523,265
販売費及び一般管理費	434,130
営業利益	89,135
営業外収益	
受取利息	117
受取配当金	40,579
関係会社事業損失引当金戻入額	38,498
その他の金融収益	3,483
営業外収益合計	82,678
営業外費用	
支払利息	195
社債利息	86
為替差損	1,308
貸倒引当金繰入額	1
関係会社事業損失引当金繰入額	5,550
その他の金融費用	1,604
営業外費用合計	8,747
経常利益	163,066
特別利益	
抱合せ株式消滅差益	39,771
関係会社株式売却益	5,350
投資有価証券売却益	10,734
固定資産売却益	2,457
特別利益合計	58,314
特別損失	
事業構造改善費用	40,483
減損損失	558
特別損失合計	41,041
税引前当期純利益	180,339
法人税、住民税及び事業税	6,270
法人税等調整額	△27,075
法人税等合計	△20,804
当期純利益	201,143

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

富士通株式会社 監査役会

常勤監査役 山 室 恵 ㊞

常勤監査役 広 瀬 陽 一 ㊞

社外監査役 初 川 浩 司 ㊞

社外監査役 幕 田 英 雄 ㊞

(注) 監査役 初川 浩司、幕田 英雄の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

株式事務のご案内

株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関
〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所
〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同連絡先、同郵送先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
(0120)232-711 (通話料無料)
(9:00~17:00 (土日祝日は受付を行っていません。))
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株式事務手続き用紙のご請求
上記の証券代行部テレホンセンターのほか、
三菱UFJ信託銀行ホームページからご請求いただけます。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主確定日 3月31日および9月30日
公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>

上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

1. 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
3. 未受領の配当金（除斥期間が経過したものを除く。）につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ご存知ですか？配当金の口座振込制度

■配当金のお受取りは、
口座振込のご利用が便利
です。

■配当金のお受取り方法変更の手続は、以下までお問合せください。
・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社
・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社



「表紙の写真」

首都コペンハーゲンのオスターポート駅付近を走る列車。オスターポート駅周辺には人魚姫の像やカステレット要塞、アマリエンボー宮殿などの観光名所が立ち並び。(デンマーク)

富士通株式会社

〒211-8588
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<https://www.fujitsu.com/jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



株 主 各 位

事業報告・計算書類の一部インターネット開示について

当社は、第122回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>）に掲載しております。

第122期事業報告

1. 主要な事業所
2. 従業員の状況
3. 社外役員の兼任の状況、主な活動状況等
4. 業務の適正を確保するための体制

第122期連結計算書類

連結注記表

第122期計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

富士通株式会社

1. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

本 店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
本社事務所	東京都港区東新橋一丁目5番2号
営業拠点	Sapporo Hub (札幌市)、Sendai Hub (仙台市)、Fukushima Hub (福島県福島市)、Yokohama Hub (横浜市)、Saitama Hub (さいたま市)、Chiba Hub (千葉市)、Niigata Hub (新潟市)、Nagano Hub (長野県長野市)、Kanazawa Hub (石川県金沢市)、Nagoya Hub (名古屋市)、Shizuoka Hub (静岡市)、Osaka Hub (大阪市)、Kobe Hub (神戸市)、Kyoto Hub (京都市)、Matsue Hub (島根県松江市)、Hiroshima Hub (広島市)、Takamatsu Hub (香川県高松市)、Fukuoka Hub (福岡市)
事 業 所	札幌システムラボラトリ (札幌市)、青森システムラボラトリ (青森県青森市)、市ヶ谷オフィス (東京都千代田区)、富士通ソリューションズスクエア (東京都大田区)、武蔵小杉オフィス (川崎市)、富士通新川崎テクノロジースクエア (川崎市)、Fujitsu Uvance Kawasaki Tower (川崎市)、幕張システムラボラトリ (千葉市)、高知富士通テクノポート (高知県南国市)、九州R&Dセンター (福岡市)
研究開発拠点／工場	川崎工場 (川崎市)、小山工場 (栃木県小山市)、那須工場 (栃木県大田原市)、長野工場 (長野県長野市)、沼津工場 (静岡県沼津市)

(2) 子会社

国 内	富士通フロンテック(株) (東京都稲城市)、富士通テレコムネットワークス(株) (栃木県小山市)、富士通アイ・ネットワークシステムズ(株) (山梨県南アルプス市)、Ridgelinez(株) (東京都千代田区)、富士通Japan(株) (東京都港区)、(株)富士通エフサス (川崎市)、富士通ネットワークソリューションズ(株) (川崎市)、(株)P F U (石川県かほく市)、富士通アイソテック(株) (福島県伊達市)、(株)トランストロン (横浜市)、(株)富士通パーソナルズ (川崎市)、新光電気工業(株) (長野県長野市)、F D K(株) (東京都港区)
海 外	Fujitsu Network Communications, Inc. (米国)、Fujitsu Services Holdings PLC (英国)、Fujitsu America, Inc. (米国)、Fujitsu Australia Limited (オーストラリア)、Fujitsu Technology Solutions(Holding)B.V. (オランダ)、FUJITSU ASIA PTE. LTD. (シンガポール)

(3) データセンター

データ センター	北海道データセンター（北海道）、東北データセンター（宮城県）、館林データセンター（群馬県）、東京データセンター（神奈川県）、横浜データセンター（神奈川県）、横浜港北データセンター（神奈川県）、長野データセンター（長野県）、中部データセンター（愛知県）、大阪千里データセンター（大阪府）、明石データセンター（兵庫県）、中四国データセンター（広島県）、四国データセンター（高知県）、九州データセンター（福岡県）、グローバルデータセンター（世界各国）
-------------	--

2. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
テクノロジーソリューション	115,509
ユビキタスソリューション	386
デバイスソリューション	8,321
合 計	124,216名 (前期末比△2,155名)

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数
テクノロジーソリューション	34,308
ユビキタスソリューション	122
合 計	34,430名 (前期末比2,404名)

平均年齢	43.6歳	平均勤続年数	19.2年
------	-------	--------	-------

(注) 当期の第1四半期にセグメント情報の変更をおこなっており、前期末のセグメント別の従業員数との比較は行っておりません。

3. 社外役員の兼任の状況、主な活動状況等（2022年3月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	向井 千秋	・東京理科大学 特任副学長 ・花王株式会社 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に広範な科学技術の知見とグローバルな観点に基づく公正かつ客観的な監督と助言を期待しており、当社取締役会において多様な観点から業務執行に対して監督・助言するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員長として審議の充実に主導的な役割を果たしております。
	阿部 敦	・株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役、シニア・アドバイザー ・オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に株主・投資家目線からの監督と助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献を期待しており、当社取締役会における株主・投資家目線での積極的な発言に加え、取締役会議長として、これまでの経験や機関投資家との対話を通じて得られた投資家の視点から客観的な議事進行を行い、議論をリードするなどして経営陣の迅速・果断な意思決定に貢献しております。また、指名委員会委員長として審議の充実に主導的な役割を果たしております。
	古城 佳子	・青山学院大学 国際政治経済学部 国際政治学科 教授	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に国際政治等についての深い見識に基づく国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やSDGsへの取り組みなどについて、監督と助言を期待しており、当社取締役会において当該観点から業務執行に対して監督・助言するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。
	スコット キャロン	・いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 ・いちご株式会社 代表執行役会長、 取締役 兼 取締役会議長 ・株式会社ジャパンディスプレイ 代表執行役会長 CEO 兼 取締役 兼 取締役会議長	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に株主・投資家の立場からの監督と助言を期待しており、当社取締役会において株主・投資家の視点から経営陣に対する積極的な監督や助言を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐々江 賢一郎	・公益財団法人日本国際問題研究所 理事長 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・三菱自動車工業株式会社 社外取締役 ・アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役	就任後開催の取締役会に90.9%（11回中10回）出席しました。主に国際政治や経済に関する豊富な知識と実務経験に基づくグローバルな観点からの監督と助言を期待しており、当社取締役会において、当該観点から業務執行に対して公正かつ客観的な監督・助言をするなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。
社外監査役	初川 浩司	・公認会計士 ・武田薬品工業株式会社 社外取締役（監査等委員である取締役）	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。
	幕田 英雄	・長島・大野・常松法律事務所 顧問 ・株式会社ダイセル 社外監査役	当期開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザリーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競業関係にもありません。
- (注) 取締役 スコット キャロン氏は、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長およびいちご株式会社の代表執行役会長 兼 取締役 兼 取締役会議長です。当社といちごアセットマネジメント株式会社およびいちご株式会社には取引関係がなく、競業関係にもありません。
- (注) 取締役 スコット キャロン氏は、株式会社ジャパンディスプレイの代表執行役会長 CEO 兼 取締役 兼 取締役会議長です。当社と株式会社ジャパンディスプレイには取引関係があります。
- (注) 取締役 佐々江 賢一郎氏は、公益財団法人日本国際問題研究所の理事長です。当社と公益財団法人日本国際問題研究所には取引関係がなく、競業関係にもありません。
- (注) 学校法人東京理科大学、花王株式会社、オン・セミコンダクター・コーポレーション、セーレン株式会社、三菱自動車工業株式会社、アサヒグループホールディングス株式会社、武田薬品工業株式会社および株式会社ダイセルは、当社の取引先です。
- (注) 当社は、当期において、取締役会を14回（内 臨時取締役会2回）開催し、また、監査役会を9回開催しております。

4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制体制の整備に関する基本方針

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「Fujitsu Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行の決定と執行体制

- ①当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役および執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
- ②当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
- ③当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。
- ④代表取締役社長は、経営者または経営者から権限委譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁制度等）を整備する。
- ⑤代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

(2) 業務効率化の推進体制

- ①当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 全般的な損失リスク管理体制

- ①当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
- ③リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

(2) 個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

- ・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

②受託開発プロジェクトの管理体制

- ・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
- ・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
- ・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

③セキュリティ体制

- ・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

(3) 経営リスクへの対応

①財務上のリスク管理体制

- ・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

②その他の経営リスクの管理体制

- ・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

- ・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。
- ・富士通グループの事業活動に係る法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
- ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。

②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。

③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

(3) 情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4) 内部監査体制

- ①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- ②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- ③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
- ④内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定め、適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3) 実効性の確保に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定および業務執行を行っています。

また、経営会議を原則として月に2回開催し、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。この経営会議は、社長を含む最小限のメンバーを構成員とし、業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる会議体として運営することで、経営の効率化および迅速化を実現し、会議の実効性を強化しています。このほか、代表取締役から他の役職員への権限委譲の範囲等を定める規程および各種決裁に関する規程を一本化し、大幅な権限委譲を伴う決裁基準とすることにより、経営のさらなる迅速化を図っています。

2. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策についての方針を決定します。

このほか、委員会はコンプライアンス違反や、情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社内だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針（グローバルセキュリティポリシー）に基づく最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置き、さらに、CISOの下にリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。なお、当期において顕在化した不正アクセス事案への対応を契機として、CISOを専任化し、CISO補佐を置くとともに、情報セキュリティ施策を担当する部門を再編し、体制を強化しております。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取締役会に委員会の活動の経過および結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、Fujitsu Wayの行動規範を、個々の役職員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20カ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」を策定し、

様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

内部通報制度については、富士通グループ全役職員からの通報・相談窓口（「コンプライアンスライン／Fujitsu Alert」）を社内外に設置するとともに、グループ会社でも個別に通報・相談窓口を整備し、運用しています。これにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令を誠実に遵守する公正な経営を強化しています。

3. 製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

当社では、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制として、品質管理のための全社品質ルールを整備し、各組織において、品質マネジメントの構築、運用に責任を持つ品質管理責任者を設置しております。また、前期に社会システムにおける重大障害が発生した事実を受け、当期においても継続してお客様システムの再点検を実施するとともに、全社的な品質保証体制強化のため、事業部門ごとの品質保証プロセスに加え、社長直轄の組織が、各プロセスの有効性の監視や、部門間での知見・ノウハウを共有する横断的な仕組みを導入し、改善を進めております。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、委員会の指揮の下、内部統制および内部監査を担当する組織が体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備しています。これに基づいて、富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況および評価結果等については、最高財務責任者および委員会等に報告しています。

5. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

前述の体制等は、富士通グループを対象として整備しています。

特に、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセス、報告義務を定めた権限委譲に関する規程を制定し、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役会への報告を行っています。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和3年1月29日法務省令第1号）に基づいて連結計算書類を作成しております。当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

本連結計算書類は、主要な子会社317社を連結したものであります。当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加8社、減少55社で、主な増減は以下のとおりであります。なお、主要な連結子会社名は、「事業報告 1企業集団の現況 （4）重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しております。

（当年度取得・設立等により、連結子会社とした会社） …… 8社
（清算・売却等により減少した会社） …… 25社
（合併により減少した会社） …… 30社

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

関連会社に対する投資につきましては、持分法を適用しており、適用会社数は19社であります。

主な持分法適用会社は、(株)富士通ゼネラル、富士通クライアントコンピューティング(株)、富士通リース(株)、(株)ソシオネクストであります。

なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、増加2社、減少3社であります。

(2) (株)JECCの発行済株式の20%以上を所有しておりますが、同社は情報処理産業振興のため、国産電算機製造会社等6社の共同出資により運営されている特殊な会社でありますので、関連会社としておりません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

a. 非デリバティブ金融資産

金融資産は、償却原価で測定する金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有していること。
- ・金融資産から生じるキャッシュ・フローが、契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。

当初認識後は、実効金利法による償却原価（減損損失控除後）で測定し、償却額は金融収益として純損益で認識しております。

公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

当初認識後は、期末日における公正価値で測定し、その変動額は金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

b. デリバティブ金融資産

デリバティブは当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後も公正価値で測定しております。ヘッジ会計の要件を満たすものとして指定していない場合には、その公正価値の変動は純損益で認識しております。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。

② 非金融資産

a. 棚卸資産

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費のほか当該棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した原価を含めており、代替性がある場合は移動平均法又は総平均法によって測定し、代替性がない場合は個別法により測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から完成までに要する見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しております。長期に滞留する棚卸資産及び役務の提供が長期にわたる有償保守サービス用棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映した正味実現可能価額としております。

b. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

c. のれん

企業結合で取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

d. 無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

e. 減損

棚卸資産を除く非金融資産については、減損の兆候が存在する場合に、その資産の回収可能価額を見積もり、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しております。

(2) 資産の償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産項目は、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を規則的にその耐用年数にわたって減価償却しております。当社グループは、資産から得ることができる将来の経済的便益の消費パターン（収益と費用のより適切な対応）を反映した方法として主として定額法を適用しております。有形固定資産項目の減価償却は、資産の稼動が可能になった時より開始し、資産が消滅（減却もしくは売却）又は売却目的で保有する資産に分類された日のいずれか早い日に終了します。

重要な有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物……………7年～50年
- ・機械及び装置……………3年～ 7年
- ・工具、器具及び備品……………2年～10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

② 無形資産（使用権資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアやその他の無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって原則として定額法にて償却しております。

見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・市場販売目的のソフトウェア……………3年
- ・自社利用のソフトウェア……………5年以内

償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

③ 使用権資産

借手が資産をリース期間にわたり使用する権利を表す有形固定資産及び無形資産に含まれる使用権資産については、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法にて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつその債務の金額を合理的に見積もることができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 退職給付制度

確定給付型退職給付制度

確定給付型退職給付制度に関連する当社グループの確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で測定しております。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。この計算は、連結会計年度ごとに、保険数理人が予測単位積増方式を用いて行っております。割引率は、当社グループの従業員に対する退職給付の支払見込期間と概ね同じ満期日を有するもので、かつ支払見込給付と同じ通貨建の、優良社債の連結会計年度末における市場利回りにより決定しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額は、再測定した時点で、税効果を調整した上でその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定拠出型退職給付制度

確定拠出型退職給付制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、人件費として純損益で認識しております。

リスク分担型企業年金は、追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないため、確定拠出制度に分類しております。

(5) 売上収益

① サービスに関する売上収益

サービスの提供は、通常、(a)当社グループの履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社グループの履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、又は、(c)当社グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測

定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社グループでコストが発生し、作業が進捗していくことに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。ただし、契約開始時に当社が履行する義務に関してマイルストーンが定められている場合は、当該マイルストーンの達成に基づいて売上収益を認識しております。

継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態で待機しておく必要があることから役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。また、アウトソーシングサービス、保守サービス等のうち単位あたりで課金するサービス契約では、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で、売上収益を認識しております。

なお、契約当初に見積もった売上収益、進捗度又は発生原価に変更が生じた場合は、見積りの変更による累積影響額を、当該変更が明らかとなり見積り可能となった連結会計期間に純損益で認識しております。

② ハードウェア・プロダクトに関する売上収益

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を売上収益として認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決定するにあたり、（a）資産に対する支払を受ける権利を有している、（b）顧客が資産に対する法的所有権を有している、（c）資産の物理的占有を移転した、（d）顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を有している、（e）顧客が資産を検収しているか否かを考慮しております。

サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。

パソコン、電子デバイス製品などの標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

一方、ハードの受託製造・製造請負において、当社グループの履行が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合には、履行義務の充足を忠実に描写するような方法を用いて進捗度の測定に応じて売上収益を認識しております。

当社グループは、様々なチャネルの顧客に対して、ボリュームディスカウントや販売インセンティブ（販売奨励金）を含む様々なマーケティングプログラムを提供しております。これら顧客に支払われる対価が事後的に変動す

る可能性がある場合には、変動する対価を見積もり、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが起こらない可能性が非常に高い範囲で、売上収益に含めて処理しております。変動対価の見積りにあたっては、期待値法か最頻値法のいずれかのうち、権利を得ることとなる対価の金額をより適切に予測できる方法を用いております。

③ ライセンスに関する売上収益

ライセンスの提供は、（a）顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を行うことを契約が要求しているか又は顧客が合理的に期待している、（b）ライセンスによって供与される権利により、当社グループの活動の正又は負の影響に顧客が直接的に晒される、（c）そうした活動の結果、当該活動が生じるにつれて顧客に財又はサービスが移転することがない、という要件をすべて満たす場合には、知的財産権をアクセスする権利（アクセス権）として一定期間にわたり売上収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、知的財産を使用する権利（使用权）として一時点で売上収益を認識しております。

当社グループにおける主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用权として一時点で売上収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウド・サービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウド・サービスの売上収益と同じ時期で売上収益を認識しております。

ソフトウェアをソフトウェア・サポートと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる売上収益とソフトウェア・サポートにかかる売上収益は別個に認識しております。ただし、ソフトウェア・サポートが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェア・サポートの売上収益と同じ時期で売上収益を認識しております。

単品で販売しているソフトウェアのアップグレード権については、通常、ソフトウェアと当該アップグレード権を別個の履行義務として、当該アップグレード権を提供した時点で売上収益を認識しております。一方、ソフトウェアのアップグレード権がソフトウェア・サポートと統合された形で提供されている場合には、それらを単一の履行義務として、サービスの収益認識と同じ時期で売上収益を認識しております。

④ 複合取引

複合取引とは、ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものであります。

顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなり得る）場合、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能で

ある（すなわち、当該財又はサービスが契約の観点において別個のものである）場合には、別個の履行義務として識別しております。

取引価格を複合取引におけるそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時に独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には、複合取引におけるそれぞれの履行義務について予想コストとマージンの積算等に基づき独立販売価格を見積もり、取引価格を配分しております。

⑤ 代理人取引

当社グループが財又はサービスの仕入及び販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料を売上収益として認識しております。当社グループが当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かの判断にあたっては、(a)当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している、(b)当該財又はサービスが顧客に移転される前、又は支配が顧客へ移転した後に在庫リスクを有している、(c)当該財又はサービスの価格の設定において裁量権があるか否かを考慮しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の通りであります。

1. 収益認識

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、契約資産116,357百万円を計上しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約の売上収益及び売上原価は、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行った上で、その進捗度に応じて認識しております。契約資産は、主に当該売上収益にかかる未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

当社グループは、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。見積総原価は、プロジェクトごとの仕様や作業期間等に基づき見積もっております。収益及び費用は、プロジェクト総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しているため、追加コストの発生等により、計上額が変動する可能性があります。

2. 有形固定資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、有形固定資産571,168百万円を計上しております。

有形固定資産の減価償却費は、事業ごとの実態に応じた回収期間を反映した耐用年数に基づき、主として定額法で算定しております。事業環境の急激な変化に伴う生産設備の遊休化や稼働率低下のほか、事業再編などにより、保有資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

3. のれん

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん47,487百万円を計上しております。

のれんは、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。のれんが配分された資金生成単位（CGU）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失を認識しております。

回収可能価額は主に使用価値により算定しております。使用価値の見積りにおける重要な仮定は、経営者によって承認された中期経営計画（主に3ヶ年）における将来キャッシュ・フローの見積り、その後の期間の将来の不確実性を考慮した長期平均成長率及び割引率であり、割引率は加重平均資本コストを基礎として算定しております。これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

4. 無形資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、無形資産133,856百万円を計上しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映した定額法にて償却しております。事業環境の変化により、販売数量が当初販売計画を下回る等、保有資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があり、利用可能期間の見直しの結果、耐用年数を短縮させる場合には、連結会計期間あたりの償却負担が増加する可能性があります。

5. 公正価値で測定する金融資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、公正価値で測定する金融資産のうち活発な市場での公表価格が入手できない金融資産87,752百万円を計上しております。公正価値で測定する金融資産は主に「その他の投資」に含まれております。

公正価値で測定する金融資産については、連結会計期間末の市場価格等に基づく公正価値で評価しており、公正価値の変動の結果、純損益又はその他の包括利益が増減します。活発な市場での公表価格が入手できない場合は、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価方法により見積もっており、観察不能なインプットを利用しております。観察不能なインプットは、将来の不確実な経済状況の変動による影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、純損益又はその他の包括利益が増減します。

6. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、繰延税金資産99,838百万円を計上しております。

将来の事業計画等から算出した課税所得に基づき、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる可能性が高いものを繰延税金資産として計上しております。事業環境の変化等により、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得できないと見込まれる場合には、繰延税金資産の計上額が減額され、追加の費用が発生する可能性があります。

7. 引当金

事業構造改善引当金

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、事業構造改善引当金6,880百万円を計上しております。

事業構造改善のための人員の適正化及び事業譲渡に関連した契約等に伴う損失見込額を計上しております。当該見積額は公表された構造改革計画に基づいておりますが、事業環境の急激な変化に伴う構造改革計画の見直し等により追加の費用もしくは費用の戻しが発生する可能性があります。

工事契約等損失引当金

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、工事契約等損失引当金18,736百万円を計上しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約のうち、見積原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。追加コストの発生等により当初見積り時のプロジェクト総原価の見直しが発生し、追加の費用もしくは費用の戻しが発生する可能性があります。

8. 確定給付制度

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、退職給付に係る資産139,543百万円及び退職給付に係る負債115,972百万円を計上しております。

当社グループは、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により制度資産の公正価値が減少した場合や、確定給付制度債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され制度債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、資本が減少する可能性があります。また、退職給付制度を変更する場合には、純損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症については新たな変異株の出現など、収束の時期は依然として不透明な状況にあり、当社グループの経営成績等に対しては、一部の国・地域や事業において新型コロナウイルス感染症の影響が継続する可能性があります。業績への重要な影響はないと考えています。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	(単位：百万円)
担保資産残高	664
（担保資産） 現金及び現金同等物	72
無形資産	592

(2) 担保に係る債務

担保付債務残高	1,842
（担保付債務） その他の債務	17
引当金	1,825

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 売上債権	3,498
(2) その他の非流動資産	1,108

3. 有形固定資産の減価償却累計額	1,315,966
（減損損失累計額を含む）	

4. 保証債務

保証債務残高	23
（被保証先） 従業員の住宅ローン	23

【連結損益計算書に関する注記】

1. その他の費用

主なものは、セルフ・プロデュース支援制度を拡充したことに伴う割増退職金等64,382百万円であります。セルフ・プロデュース支援制度は、当社グループ外において新たなキャリアにチャレンジ・活躍を希望する従業員に対し、一定の支援を実施する制度であり、当連結会計年度においてDX企業への変革を加速するための施策の一つとして、期間を限定し拡充しております。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 207,001,821株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年 5 月27日 取締役会	普通株式	19,899	100円	2021年 3 月31日	2021年 6 月 7 日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	21,781	110円	2021年 9 月30日	2021年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 5 月26日 取締役会	普通株式	21,616	利益剰余金	110円	2022年 3 月31日	2022年 6 月 6 日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行い、事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入や社債発行により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジ目的のみに利用し、投機目的及びトレーディング目的では行っておりません。

売上債権及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の売上債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。その他の金融資産は、主に資金運用を目的とした譲渡性預金や取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

仕入債務及びその他の債務は、概ね1年以内の支払期日であります。また、部材の輸入に伴い一部の仕入債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。社債及び借入金、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

① 信用リスク

当社グループは、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。売上債権及び契約資産については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、売上債権については取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、貸付金については、定期的に貸付先の財政状況を把握し、必要に応じて貸付条件を見直す場合があります。

デリバティブ取引は、取引先の選定にあたり、信用リスクを考慮しております。

当連結会計年度の末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表わされております。

② 流動性リスク

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

③ 市場リスク

当社グループは、外貨建ての売上債権及び仕入債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約等の取引を利用して、外貨建てのキャッシュ・フローに係る為替の変動リスクを抑制するために、通貨スワップ等の取引を利用しております。また、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

株式については、定期的に公正価値や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する管理規定に基づき、最高財務責任者(CFO)が承認した方針に従い財務部門が個別の取引を実施し、管理台帳への記録及び契約先との取引残高の照合を行っております。また、財務部門は、実施した取引の内容・取引残高の推移を、CFO及び経理部門責任者に報告しております。

2. 金融商品の公正価値及び公正価値ヒエラルキー別の内訳に関する事項

2022年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

公正価値のヒエラルキー

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場での公表価格により測定された公正価値（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して測定された公正価値

レベル3：重要な観察不能なインプットを含む評価方法により測定された公正価値

①公正価値で測定する金融資産及び金融負債

(i) 帳簿価額と公正価値の比較及び公正価値ヒエラルキー

	帳簿価額	公正価値			
		合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
デリバティブ	412	412	-	412	-
債券	16,001	16,001	-	-	16,001
株式等	13,324	13,324	2,548	-	10,776
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
株式等	134,915	134,915	74,352	16	60,547
合計	164,651	164,651	76,900	428	87,324
負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債					
デリバティブ	2,831	2,831	-	2,831	-
合計	2,831	2,831	-	2,831	-

- (注) 1. 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。
 デリバティブ：契約を締結している金融機関から提示された価格や利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっております。
 株式：活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない場合は、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価方法により見積もっております。
 債券：活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない場合は、取引先金融機関から提示された価格に基づく適切な評価方法により見積もっております。
- (注) 2. リース負債については「金融商品の公正価値及び公正価値ヒエラルキー別の内訳に関する事項」の開示に含まれておりません。

②償却原価で測定する金融資産及び金融負債

(i) 帳簿価額と公正価値の比較及び公正価値ヒエラルキー

	帳簿価額	公正価値			
		合計	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
償却原価で測定する金融資産					
債券	5,217	5,222	-	-	5,222
合計	5,217	5,222	-	-	5,222
負債					
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金（非流動）	83	83	-	83	-
合計	83	83	-	83	-

- (注) 1. 償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、流動資産及び流動負債に分類されるものについては、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、「金融商品の公正価値及び公正価値ヒエラルキー別の内訳に関する事項」の開示を省略しております。
- (注) 2. 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。
 債券：活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない場合は、取引先金融機関から提示された価格に基づく適切な評価方法により見積もっております。
 長期借入金：元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり親会社所有者帰属持分	8,094円 70銭
基本的1株当たり当期利益	924円 21銭

【収益認識に関する注記】

(1) 売上収益の分解

当社グループは売上収益を顧客の所在地を基礎とした地域別に分解しております。

分解した地域別の売上収益と報告セグメントとの関係は以下のとおりです。

	テクノロジー ソリューション	ユビキタス ソリューション	デバイス ソリューション	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
日本	2,110,392	83,502	75,998	2,269,892
NWE(北欧・西欧)	357,728	23,423	2,020	383,171
CEE(中欧・東欧)	172,612	73,930	7,585	254,127
アメリカ	188,380	0	50,523	238,903
アジア	105,816	1,048	224,662	331,526
オセアニア	78,569	0	70	78,639
その他	21,941	5,047	3,593	30,581
連結計	3,035,438	186,950	364,451	3,586,839

(注) 1. リース取引から生じる収益は、重要性がないため、売上収益に含めて表示しております。

(注) 2. NWE(北欧・西欧)には、イギリス、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、スペイン、ポルトガル、フランス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダが含まれております。CEE(中欧・東欧)には、ドイツ、オーストリア、スイス、ポーランド、ロシアが含まれております。

(注) 3. その他にはNWE・CEE以外の欧州、中近東、アフリカが含まれております。

(注) 4. テクノロジーソリューションは、以下により構成されています。

- 情報通信システムの構築などを行うソリューション/SI、クラウドサービスやアウトソーシング、保守サービス
- ICTの基盤となる、サーバやストレージシステムなどのシステムプロダクトと携帯電話基地局や光伝送システムなどの通信インフラを提供するネットワークプロダクト

(注) 5. ユビキタスソリューションは、パソコンなどの「クライアントコンピューティングデバイス」により構成されています。

(注) 6. デバイスソリューションは、半導体パッケージ、電池をはじめとする「電子部品」により構成されています。

(2) 契約資産及び契約負債

契約資産は、主に、一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約において進捗度の測定に基づいて認識した売上収益にかかる未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に、継続して役務の提供を行う契約における顧客からの前受金であります。期首現在の契約負債残高のうち当年度に売上収益として認識した金額は、107,445百万円であります。

なお、「流動資産」の「その他の流動資産」に含めて表示していた契約資産及び「流動負債」の「その他の流動負債」に含めて表示していた契約負債は、表示の明瞭性を高めるため当連結会計年度より「契約資産」及び「契約負債」として独立掲記しております。

(3) 履行義務

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記4. 会計方針に関する事項」をご参照下さい。

なお、それぞれの履行義務における支払条件は主として1年以内であり、長期の前払いや後払いの支払条件が設定されている取引に重要なものはありません。

当年度末で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は1,827,263百万円であり、このうち1,223,019百万円は1年以内に売上収益として認識することを見込んでおります。

なお、当社グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法は適用せず、予想期間が1年以内の契約に係る履行義務も上記に含めています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は2022年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当連結会計年度及び翌連結会計年度の利益並びにキャッシュ・フローの拡大など財務状況の改善を踏まえ、事業環境なども総合的に勘案し、株主還元の実と資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類：当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数：1,200万株（上限）（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 6.11%)
- ・株式の取得価額の総額：1,500億円（上限）
- ・取得期間：2022年5月2日～2023年3月31日
- ・取得方法：東京証券取引所における市場買付(証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付を含む)

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2021年4月1日残高	324,625	167,822	167,822	27,065	541,723	568,789
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	△980	△980
会計方針の変更を反映した当期首残高	324,625	167,822	167,822	27,065	540,742	567,808
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	4,168	△45,849	△41,680
当期純利益	-	-	-	-	201,143	201,143
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	636	636	-	-	-
会社分割による減少	-	△14,655	△14,655	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△14,018	△14,018	4,168	155,294	159,462
2022年3月31日残高	324,625	153,804	153,804	31,233	696,037	727,270

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	△79,495	981,741	49,178	49,178	1,030,919
会計方針の変更による累積的影響額	-	△980	-	-	△980
会計方針の変更を反映した当期首残高	△79,495	980,760	49,178	49,178	1,029,938
当期変動額					
剰余金の配当	-	△41,680	-	-	△41,680
当期純利益	-	201,143	-	-	201,143
自己株式の取得	△50,164	△50,164	-	-	△50,164
自己株式の処分	763	1,399	-	-	1,399
会社分割による減少	-	△14,655	-	-	△14,655
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	△13,254	△13,254	△13,254
当期変動額合計	△49,401	96,042	△13,254	△13,254	82,787
2022年3月31日残高	△128,897	1,076,802	35,923	35,923	1,112,726

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和3年1月29日法務省令第1号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外 ……決算日の市場価格等に基づく時価法

取得原価と時価との差額の処理方法 …… 全部純資産直入法

売却時の売却原価の算定方法 …… 移動平均法による原価法

・ 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等

デリバティブ ……時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

・ 商品及び製品 ……移動平均法による原価法

・ 仕掛品 ……個別法又は総平均法による原価法

・ 原材料及び貯蔵品 ……移動平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法で計算しております。

耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。

・ 建物、構築物 ……7年～50年

・ 機械及び装置 ……3年～ 7年

・ 工具、器具及び備品 ……2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

- ・市場販売目的……………見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法
- ・自社利用……………利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
- その他……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、定額法で計算しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事契約等損失引当金

受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化しているものについて損失見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための事業整理等に伴う損失見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

- ・過去勤務費用の処理方法……………定額法（10年）により費用処理
- ・数理計算上の差異の処理方法……………定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理

(8) 株式報酬引当金

役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(9) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理や土壌改良工事等の環境対策に係る支出に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) サービスに関する売上収益

サービスの提供は、通常、(a)当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b)当社の履行が資産を創出するか又は増価させその創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配する、又は、(c)当社の履行が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくことに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。ただし、契約開始時に当社が履行する義務に関してマイルストーンが定められている場合は、当該マイルストーンの達成に基づいて売上収益を認識しております。

継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態で待機しておく必要があることから役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。また、アウトソーシングサービス、保守サービス等のうち単位あたりで課金するサービス契約では、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で、売上収益を認識しております。

なお、契約当初に見積もった売上収益、進捗度又は発生原価に変更が生じた場合は、見積りの変更による累積影響額を、当該変更が明らかとなり見積り可能となった事業年度に純損益で認識しております。

(2) ハードウェア・プロダクトに関する売上収益

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を売上収益として認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決断するにあたり、（a）資産に対する支払を受ける権利を有している、（b）顧客が資産に対する法的所有権を有している、（c）資産の物理的占有を移転した、（d）顧客が資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値を有している、（e）顧客が資産を検収しているか否かを考慮しております。

サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。

パソコンなどの標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

一方、ハードの受託製造・製造請負において、当社の履行が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合には、履行義務の充足を忠実に描写するような方法を用いて進捗度の測定に応じて売上収益を認識しております。

当社は、様々なチャネルの顧客に対して、ボリュームディスカウントや販売インセンティブ（販売奨励金）を含む様々なマーケティングプログラムを提供しております。これら顧客に支払われる対価が事後的に変動する可能性がある場合には、変動する対価を見積もり、その不確実性が解消される際に重大な売上収益の戻入れが起こらない可能性が非常に高い範囲で、売上収益に含めて処理しております。変動対価の見積りにあたっては、期待値法か最頻値法のいずれかのうち、権利を得ることとなる対価の金額をより適切に予測できる方法を用いております。

(3) ライセンスに関する売上収益

ライセンスの提供は、（a）顧客が権利を有する知的財産に著しく影響を与える活動を行うことを契約が要求しているか又は顧客が合理的に期待している、（b）ライセンスによって供与される権利により、当社の活動の正又は負の影響に顧客が直接的に晒される、（c）そうした活動の結果、当該活動が生じるにつれて顧客に財又はサービ

スが移転することがない、という要件をすべて満たす場合には、知的財産権をアクセスする権利（アクセス権）として一定期間にわたり売上収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、知的財産を使用する権利（使用权）として一時点で売上収益を認識しております。

当社における主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用权として一時点で売上収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウド・サービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウド・サービスの売上収益と同じ時期で売上収益を認識しております。

ソフトウェアをソフトウェア・サポートと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる売上収益とソフトウェア・サポートにかかる売上収益は別個に認識しております。ただし、ソフトウェア・サポートが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェア・サポートの売上収益と同じ時期で売上収益を認識しております。

単品で販売しているソフトウェアのアップグレード権については、通常、ソフトウェアと当該アップグレード権を別個の履行義務として、当該アップグレード権を提供した時点で売上収益を認識しております。一方、ソフトウェアのアップグレード権がソフトウェア・サポートと統合された形で提供されている場合には、それらを単一の履行義務として、サービスの収益認識と同じ時期で売上収益を認識しております。

(4) 複合取引

複合取引とは、ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものであります。

顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる（すなわち、当該財又はサービスが別個のものとなり得る）場合、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である（すなわち、当該財又はサービスが契約の観点において別個のものである）場合には、別個の履行義務として識別しております。

取引価格を複合取引におけるそれぞれの履行義務に独立販売価格の比率で配分するため、契約におけるそれぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスの契約開始時に独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。独立販売価格が直接的に観察可能ではない場合には、複合取引におけるそれぞれの履行義務について予想コストとマージンの積算等に基づき独立販売価格を見積もり、取引価格を配分しております。

(5) 代理人取引

当社が財又はサービスの仕入及び販売に関して、それらを顧客に移転する前に支配していない場合、すなわち、顧客に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、手数料を売上収益として認識しております。当社が当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かの判断にあたっては、(a)当該財又はサービスを提供するという約束の履行に対する主たる責任を有している、(b)当該財又はサービスが顧客に移転される前、又は支配が顧客へ移転した後に在庫リスクを有している、(c)当該財又はサービスの価格の設定において裁量権があるか否かを考慮しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第87項に定める経過的な取扱いに従って累積的影響額を当事業年度の期首において認識した結果、繰越利益剰余金が980百万円減少しております。

当事業年度における資産、負債、資本への影響及び営業利益、経常利益、当期純利益への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準等の適用に伴い、当事業年度より「売掛金」に含めて表示していた未請求売掛金については「契約資産」として、「前受金」は「契約負債」として、表示する方法に変更しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度において、営業外収益の「その他の金融収益」に含めて表示しておりました「関係会社事業損失引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

1. 収益認識

当事業年度の貸借対照表において、契約資産83,732百万円を計上しております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 収益認識」をご参照ください。

2. 有形固定資産

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産192,668百万円を計上しております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 有形固定資産」をご参照ください。

3. 無形固定資産

当事業年度の貸借対照表において、無形固定資産66,268百万円を計上しております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 4. 無形資産」をご参照ください。

4. 繰延税金資産

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産60,447百万円を計上しております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 6. 繰延税金資産」をご参照ください。

5. 引当金

当事業年度の貸借対照表において、工事契約等損失引当金9,595百万円を計上しております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 7. 引当金」をご参照ください。

当事業年度の貸借対照表において、関係会社事業損失引当金69,767百万円を計上しております。

関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を引当金として計上しております。損失見込額は関係会社の財政状態の変化、将来の事業計画の見直し等により変動する可能性があります。

6. 確定給付制度

当事業年度の貸借対照表において、前払年金費用 27,495百万円及び退職給付引当金1,311百万円を計上しております。

当社は、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により年金資産の公正価値が減少した場合や、退職給付債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され退職給付債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、追加の費用が発生する可能性があります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症については新たな変異株の出現など、収束の時期は依然として不透明な状況にありますが、当社の業績に対する重要な影響はないと考えています。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(単位：百万円)
建物	248,777
構築物	15,499
機械及び装置	23,165
車両運搬具	48
工具、器具及び備品	177,479
計	464,970
2. 保証債務	
保証債務残高	39
（主な被保証先） 従業員の住宅ローン	23
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	387,238
長期金銭債権	498
短期金銭債務	204,884
長期金銭債務	1,932

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	(単位：百万円)
売上高	594,583
仕入高	764,779
営業取引以外の取引による取引高	38,786
2. 関係会社事業損失引当金戻入額	
主として北米子会社の債務超過額に対して計上していた関係会社事業損失引当金の戻入益を計上しました。	
「重要な後発事象に関する注記 1. 北米子会社への増資」に記載の通り、Fujitsu America, Inc.（以下FAI）が、Fujitsu North America, Inc.（2022年4月1日に名称変更）に対し、米国内のサービスビジネス事業及びFAI傘下の事業会社の株式を譲渡します。これにより、FAIの債務超過額の減少が見込まれるため、戻入益を計上しました。	

3. 抱合せ株式消滅差益

富士通研究所、国内SI系子会社11社及びその他国内子会社を当社に吸収合併したことに伴い、消滅会社となった子会社から受け入れた資産及び負債と当社が保有していた国内子会社株式の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として計上しました。

4. 投資有価証券売却益

主に、富士電機㈱の株式売却に係るものであります。

5. 事業構造改善費用

セルフ・プロデュース支援制度を拡充したことに伴う割増退職金等であります。セルフ・プロデュース支援制度は、当社グループ外において新たなキャリアにチャレンジ・活躍を希望する従業員に対し、一定の支援を実施する制度であり、当事業年度においてDX企業への変革を加速するための施策の一つとして、期間を限定し拡充しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における自己株式の数

普通株式 10,488,990株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式等評価損、関係会社事業損失引当金、未払賞与であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、スケジューリングが不能な関係会社株式等評価損などに係る繰延税金資産については、評価性引当額を控除しております。

【企業結合等に関する注記】

共通支配下の取引等

1. 企業結合

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(i) 結合当事企業の名称

当社、当社の連結子会社である(株)富士通研究所（以下、研究所）、(株)富士通ビー・エス・シー、(株)富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ、(株)富士通ソフトウェアテクノロジーズ、(株)富士通アドバンスドエンジニアリング、(株)富士通パブリックソリューションズ、富士通アプリケーションズ(株)、(株)富士通システムズウェブテクノロジー、(株)富士通九州システムズ、(株)富士通北陸システムズ、(株)富士通システムズアプリケーション&サポート及び(株)沖縄富士通システムエンジニアリング（以下、国内SI系グループ会社11社）

(ii) 事業の内容

研究所：情報システム、通信システム及び電子デバイスに関する研究開発

国内SI系グループ会社11社：システムインテグレーション、ソフトウェアの設計、開発、販売、保守、サポート等

② 企業結合日

2021年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、研究所及び国内SI系グループ会社11社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

富士通(株)

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

(i) 研究所

先端技術の研究開発によるイノベーション創出により、IT企業からDX企業への変革をさらに加速させるため、研究所を当社に統合し、加えて社内に点在している調査、分析機能の集約により全社技術戦略立案機能も強化いたし

ます。また、経営との一体化をより強め、これまで以上に当社の方向性、戦略に沿ったスピーディな意思決定・判断に基づく研究開発を推進します。

(ii) 国内SI系グループ会社11社

「日本国内での課題解決力の強化」に向け、国内ビジネスにおいて富士通Japan(株)を中核とする新たな活動を開始しています。同様に「お客様事業の一層の安定化への貢献」に向け、現在、グローバルにおけるデリバリー機能（ソリューションサービスの設計、開発、導入、運用、保守を行う機能を指す。）の変革に取り組んでいます。今般、これらの取り組みをさらに加速させるため、国内SI系グループ会社11社を当社へ吸収合併いたしました。なお、これに伴い国内の主要SI系グループ会社4社を富士通Japan(株)に統合しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差益36,269百万円を特別利益として計上しております。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称及び分離した事業の内容

(i) 名称

富士通Japan(株)（以下、富士通Japan）

(ii) 事業の内容

民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療、教育、地域農林水産機関向け及び地域メディア向けソリューションビジネスならびにサービス／プロダクト関連事業

② 事業分離日

2021年4月1日

③ 事業分離を行った主な理由

当社は国内ビジネスにおいて、富士通Japanを中核とする新たなフォーメーションで、日本が抱える多様な社会課題解決や、イノベーションによる地域活性化、Society 5.0 が目指す超スマート社会の実現を牽引するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を含め、急務となるニューノーマルへの対応などお客様に提供する価値を最大化し、持続可能な社会づくりに貢献していくことを目指しています。今回、当社の本件事業を富士通Japanに統合し、全国地域のお客様を担当するビジネス部門を富士通Japanに集結することで、全国地域のお客様におけるICTの高度化や、地域が抱える様々な社会課題の解決、新ビジネス創出を加速します。

④ 法的形式を含む取引の概要

当社を分割会社、富士通Japanを承継会社とする吸収分割

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士通Japan(株) (注) 2	所有 直接100%	当社製品の販売及び保守等 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 222,615	売掛金 契約資産	42,485 2,105
				代行購買取引 等	112,590	未収入金	50,502
子会社	富士通テレコムネ ットワークス(株)	所有 直接100%	当社製品の製造委託 役員の兼任	当社製品の 製造委託	仕入高 94,812	買掛金	22,868
				代行購買取引 等	87,041	未収入金	20,119
子会社	(株)富士通エフサス	所有 直接100%	サポートサービス等の委託及 び当社製品の販売、保守 役員の兼任	サポート サービス等の 委託	仕入高 81,523	買掛金	21,556
子会社	F u j i t s u T e c h n o l o g y S o l u t i o n s (Holding) B.V.	所有 直接100%	当社製品の欧州における販売 及び当社海外顧客に対する情 報システムサービスの提供 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 131,643	売掛金	24,871
子会社	富士通キャピタル (株)	所有 直接100%	国内グループファイナンス 役員の兼任	資金の引出	資金 引出 (注) 3 51,880	預け金 (注) 4	145,014
関連会社	富士通クライアント コンピューティング(株)	所有 直接44%	当社が販売するシステム商談 等に含まれるパソコンの製造 委託 役員の兼任	パソコンの 製造委託等	仕入高 194,518	買掛金	37,399

(注) 1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注) 2. 当社は2021年4月1日に、当社事業の一部を富士通Japan(株)に吸収分割いたしました。詳細については「企業結合等に関する注記 2.事業分離」をご参照ください。

(注) 3. 富士通キャピタル(株)との資金引出取引金額は引出額から預入額を控除して表示しております。

(注) 4. 期末残高には当事業年度に吸収合併した子会社からの受入額を含んでおります。詳細については「企業結合等に関する注記 1.企業結合」をご参照ください。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	5,662円36銭
1株当たり当期純利益金額	1,017円56銭

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

【重要な後発事象に関する注記】

1. 北米子会社への増資

当社は、北米子会社Fujitsu North America, Inc.に対する36,961百万円（285百万米国ドル）の増資を2022年4月に行いました。

当社は、2021年12月に北米子会社の再編及び再編に伴う一部の北米子会社の清算を決定しました。北米において複数の子会社に分散している経営資源を統合し、シナジーを追求することを目的としております。

Fujitsu America, Inc.（以下FAI）が、Fujitsu North America, Inc.（2022年4月1日に名称変更、以下FNA）に対し、米国内のサービスビジネス事業及びFAI傘下の事業会社の株式を譲渡することにより、北米のサービスビジネスを統合しました。事業統合完了後、FNAを北米向けのサービスビジネス専業会社として再スタートさせました。なお、役割を終えたFAI及び配下の子会社は清算します。

2. 子会社株式の譲渡

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社PFU（以下、PFU）の株式を、株式会社リコー（以下、リコー）に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。これに伴い、PFUは当社の連結子会社から持分法適用関連会社となる予定です。

(1) 株式譲渡の理由

PFUは高シェアを有するイメージスキャナー等、ハードウェアの製造・販売・保守等を中心とした事業を営んでおります。一方当社は社会課題の解決に貢献する「DX企業」への変革を目指し、AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせた「デジタル領域」に注力しています。

今般、当社は、PFUの成長と企業価値向上のため、多くのシナジーが見込まれるリコーへPFUの株式を譲渡するという経営判断を行いました。これにより、PFUが培ってきたfiシリーズやScanSnapのブランド、イメージスキャナーやセルフサービス端末の販売、保守網、これらを支える技術を最大限に活用した事業展開が可能になると考えています。

また、当社はリコーとの間で、本株式譲渡に留まらず、双方の強みを相互に提供し合い両社の事業を継続的に補完・強化していくアライアンスを引き続き検討して参ります。

(2) 株式譲渡する相手会社の名称

株式会社リコー

(3) 株式譲渡の時期

2022年7月1日（予定）

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

①子会社の名称

株式会社 P F U

②事業内容

ドキュメントスキャナー、インダストリーコンピューティング製品などのハードウェアおよび、セキュリティ・文書管理などのソフトウェアやサービス、ITインフラ構築や他企業と提携したマルチベンダーサービス等

③当社との取引関係

当社と当該会社との間には、当社顧客に対する情報システムサービスの提供並びに当社製品の販売及び保守に係る取引があります。その他の特筆すべき取引関係はありません。

(5) 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

① 譲渡前の所有株式数

3,854,496株（議決権の数：3,854,496個）

（議決権保有割合：100％）

② 譲渡株式数

3,083,596株（議決権の数：3,083,596個）

③ 譲渡価額

840億円

④ 譲渡損益

当該株式譲渡に伴う譲渡益約500億円を関係会社株式売却益として特別利益に計上する予定です。

⑤ 譲渡後の所有株式数

770,900株（議決権の数：770,900個）

（議決権保有割合：20.00％）

3.自己株式の取得

「連結注記表 重要な後発事象に関する注記 1. 自己株式の取得」に同一の内容の記載をしておりますので、記載を省略しております。